

## OS28-1 行政府としての取組み

○久保田 治<sup>1</sup>

<sup>1</sup>内閣府男女共同参画局

我が国における男女共同参画については、法制度における男女平等は確保されつつある。しかし、社会の実態を見ると、様々な分野において、女性の活躍が十分になされていない状況が見られる。

政府においては、我が国が少子高齢化の急速な進展の中で、労働力人口が減少し、社会の活力を維持・向上させるためには、これまで十分に活躍できていなかった「女性の力」を社会の中でいかせるよう、新たな視点に立って男女共同参画を推進してきている。

本シンポジウムにおける「行政府としての取組み」として、第2次安倍内閣以降、行政府における女性活躍の取組と進捗、女性活躍推進法の制定及び第4次男女共同参画基本計画について説明するとともに、研究分野における女性の活躍に係る政府取組方針に付言したい。